

平成24年度健全化判断比率などを公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という）」により、平成24年度健全化判断比率などについてお知らせします。

1 健全化判断比率の状況

本市の指標は、いずれも国が定める基準以下です。本市の財政状況は、財政健全化法では健全段階にあり、同法に基づく財政健全化計画および財政再生計画の策定は不要となります。

健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成24年度	— (実質赤字額なし)	— (連結実質赤字額なし)	7.0%	24.5%
早期健全化基準	11.95%	16.95%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

【実質赤字比率】

一般会計などの実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

【連結実質赤字比率】

全会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

【実質公債費比率】

一般会計などの実質的な借入金の返済額が、標準的な収入（元利償還金などに係る基準財政需要額算入額を除く）に対して、どのくらいの割合になるのかを示す指標

【将来負担比率】

一般会計などが抱える実質的な負債（特別会計、一部事務組合、第3セクターなどに対するものを含む）の残高が、標準的な収入（元利償還金などに係る基準財政需要額算入額を除く）に対して、どのくらいの割合になるのかを示す指標

2 資金不足比率の状況

各公営企業会計において、資金不足がないため財政健全化法に基づく経営健全化計画の策定は不要です。

特別会計の名称	水道事業会計	病院事業会計	公共下水道事業 特別会計	農業集落排水事業 特別会計	佐野田沼インター産業 団地造成事業特別会計
平成24年度	— (資金不足額なし)	— (資金不足額なし)	— (資金不足額なし)	— (資金不足額なし)	— (資金不足額なし)
経営健全化基準	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%

【資金不足比率】

公営企業会計ごとの資金不足額が、事業の規模に対して、どのくらいの割合になるのかを示す指標

○基準を超えると？

いずれかの早期健全化基準（黄色信号）を超えると「早期健全化団体」になります。それより悪い、財政再生基準（赤信号）を超えると、従来の財政再建団体にあたる「財政再生団体」となります。

また、経営健全化基準を超えた公営企業会計については、経営健全化計画の策定が必要となります。

○早期健全化団体になると？

財政健全化計画を策定し、その計画に基づく財政健全化を行います。

○財政再生団体になると？

財政再生計画を定め、その計画に基づく財政再生に取り組むことになります。

総務大臣の許可を得なければ、市債の発行ができません。税金や公共料金の増額、市民サービスについて見直しをすることになります。

●財政健全化法に関する資料は、総務省のホームページでご覧になれます <http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/>

■問合せ 財政課 ☎(20)3003

○財政健全化計画と財政再生計画の実施状況の公表は？

策定された財政健全化計画と財政再生計画の実施状況は、毎年9月30日までに公表されます。

取り組みが不十分な場合は、早期健全化段階では県が市に対し、必要な勧告を行います。

財政再生段階では、国が市に対し、予算や計画の変更などの措置を講ずるよう勧告し、より強く財政運営に関与することになります。

○議会や監査委員との関係は？

財政健全化法では、議会や監査委員の役割が重要です。

①各指標の数値は、監査委員の審査を受けたうえで議会へ報告し、公表しなければなりません。

②財政健全化計画・財政再生計画・経営健全化計画を策定する際には、議会の議決を経て、市民に公表されます。また、その実施状況を毎年議会へ報告し、公表しなければなりません。

③早期健全化団体・財政再生団体は、その計画を策定するにあたり、財政健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、外部監査を受けなければなりません。



道路工事のお知らせ

利用者の皆さんにはご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

通行止め（戸室地区）

工事の実施に伴い市道などが通行止めになります。

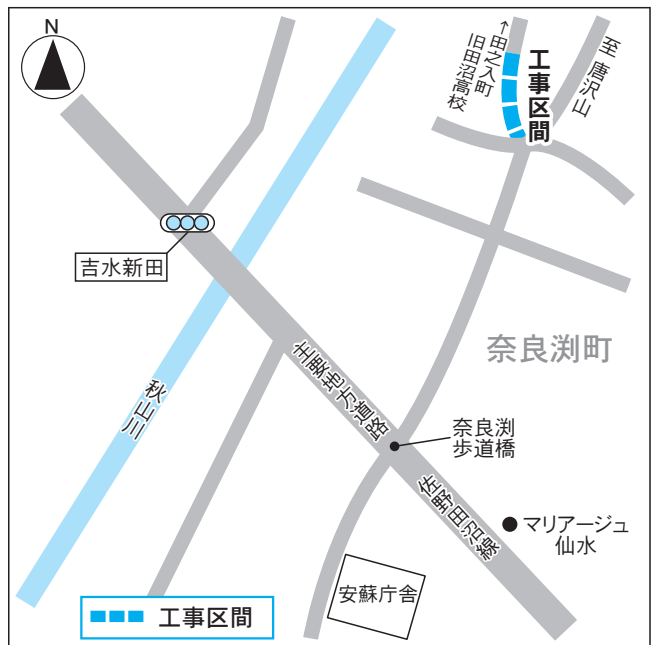
【期間】11月5日～平成26年3月31日（予定）



道路工事（奈良湊町）

道路の拡幅工事を実施します。

【期間】11月上旬～平成26年3月上旬（予定）



メガソーラー用地として市有地をお貸しします

市では、下記の市有地について、メガソーラー用地として一般競争入札による貸付を行います。入札に参加される方は、土地に関する情報および入札方法を説明しますので、現地説明会にご参加ください。ご都合の合わない方は、事前に財産管理課までご連絡ください。

▶貸出物件

所在：関川町555-1外8筆(元不燃物理立地) 地積：17,927㎡(公簿) 地目：雑種地(現況)
※地積には用途廃止予定の認定外道路などを含まます

▶貸出期間 本契約締結日から10年間

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の調達期間の規定に伴う更新可)

▶最低貸付料 (年額) 2,387,000円(133円/㎡)

▶申込・入札保証金納付期間 11月1日(金)午前9時から18日(月)午後5時まで

▶申込 所定の様式により、直接または郵送(簡易書留で申込締切日の消印有効)で、財産管理課へ 財産管理課(佐野市浅沼町573番地9人材育成センター2階)

【郵送先】〒327-8501(住所不要) 財産管理課管財係

▶現地説明会 11月11日(月)午前10時～11時30分

▶入札日 11月25日(月)午前10時から(受け付けは午前9時～9時50分)

▶会場 佐野市役所東仮庁舎議会棟会議室1

※落札者とは仮契約締結後、設備認定および接続検討の手続きを経て、本契約を締結します

詳しくは市ホームページ(行政情報-市有財産の貸付)をご覧ください

■問合せ 財産管理課 ☎(20)3050

